

環 境 第 1 9 2 8 号  
令 和 3 年 9 月 3 0 日

経 済 産 業 大 臣  
梶 山 弘 志 殿

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義

「（仮称）DREAM Wind佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」  
に対する意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46  
条の7の規定に基づく意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、大和エネルギー株式会社が、佐賀県唐津市七山地区  
に総出力32,000キロワットの風力発電所を設置するものである。

事業計画では、土砂流出の防止及び水源の涵養という森林の機  
能を確保するため、土地の形質の変更が制限される保安林の区域  
内に風力発電所の設置を予定している。

地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの導入を進め  
ていく必要があるものの、近年、豪雨による土砂災害や流木被害  
等が続いているなか、保安林の果たす役割はこれまで以上に増し  
ており、立木を伐採し、土地の形状を変更し、工作物を新設する  
ことは、環境の保全上の支障が生ずるおそれが強く、慎重に考え  
るべきである。

なお、森林法に基づく保安林の指定解除に当たっては、土地の  
選定、実現性、機能の代替など様々な観点からの検証が必要とな  
るが、本事業については、少なくとも主な指定解除要件の一つで  
ある開発に係る土地利用がその地域における公的な土地利用計  
画に位置付けられていないため、指定解除の要件に合致していな  
い。

担 当	佐賀県県民環境部環境課 地球温暖化対策担当
電 話	0952-25-7079
F A X	0952-25-7783
E-mail	kankyous@pref.saga.lg.jp